

令和5年第4回  
八潮市議会定例会

条例案の概要

議案第114号

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務としてこども医療費の支給に関する事務等を追加する等するための改正

2 内 容

(1) 市が独自に個人番号を利用することができる事務及び同一機関が保有する特定個人情報を利用することができる事務として以下の事務を追加する。

- ① こども医療費の支給に関する事務
- ② ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
- ③ 重度心身障害者の医療費の支給に関する事務

(2) 規定の整備

3 施行期日

令和6年10月1日

## 議案第115号

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するための改正

#### 2 内 容

総支給割合を0.10月分引上げとし、令和5年度は12月期の支給割合を、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

|            | 6月期   | 12月期  | 総支給割合    |
|------------|-------|-------|----------|
| 令和5年度（現行）  | 2.200 | 2.200 | 4.40（月分） |
| 令和5年度（改定後） | 改定なし  | 2.300 | 4.50（月分） |
| 令和6年度以降    | 2.250 | 2.250 | 4.50（月分） |

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和5年度分は公布の日、令和6年度以降分は令和6年4月1日

##### (2) 適用日

令和5年度分は、令和5年12月1日

## 議案第116号

### 市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

職員の給与の改定を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための改正

#### 2 内 容

総支給割合を0.10月分引上げとし、令和5年度は12月期の支給割合を、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

|            | 6月期   | 12月期  | 総支給割合    |
|------------|-------|-------|----------|
| 令和5年度（現行）  | 2.200 | 2.200 | 4.40（月分） |
| 令和5年度（改定後） | 改定なし  | 2.300 | 4.50（月分） |
| 令和6年度以降    | 2.250 | 2.250 | 4.50（月分） |

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和5年度分は公布の日、令和6年度以降分は令和6年4月1日

##### (2) 適用日

令和5年度分は、令和5年12月1日

議案第117号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の給与を改定する等するための改正

2 内 容

(1) 給料表の改定（一般行政職）

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給の引上げを行うとともに、若年層に重点を置き、改定を行う。

|        | 引上げ額   | 改定率   |
|--------|--------|-------|
| 全体（平均） | 2,690円 | 0.78% |
| 1級（平均） | 7,373円 | 3.54% |
| 2級（平均） | 3,242円 | 1.21% |
| 3級（平均） | 2,430円 | 0.76% |
| 4級（平均） | 2,354円 | 0.69% |
| 5級（平均） | 1,961円 | 0.54% |
| 6級（平均） | 1,743円 | 0.44% |
| 7級（平均） | 1,708円 | 0.41% |
| 8級（平均） | 1,613円 | 0.36% |

(2) 期末手当・勤勉手当の改定

総支給割合を0.10月（再任用職員及び任期付短時間勤務職員は0.05月）分引上げとし、令和5年度は12月期の支給割合を、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

① 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

|                |      | 6月期   | 12月期  | 計     | 総支給割合        |
|----------------|------|-------|-------|-------|--------------|
| 令和5年度<br>（現行）  | 期末手当 | 1.200 | 1.200 | 2.400 | 4.40<br>（月分） |
|                | 勤勉手当 | 1.000 | 1.000 | 2.000 |              |
| 令和5年度<br>（改定後） | 期末手当 | 改定なし  | 1.250 | 2.450 | 4.50<br>（月分） |
|                | 勤勉手当 | 改定なし  | 1.050 | 2.050 |              |
| 令和6年度<br>以降    | 期末手当 | 1.225 | 1.225 | 2.450 | 4.50<br>（月分） |
|                | 勤勉手当 | 1.025 | 1.025 | 2.050 |              |

② 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

|               |      | 6月期   | 12月期  | 計     | 総支給割合        |
|---------------|------|-------|-------|-------|--------------|
| 令和5年度<br>（現行） | 期末手当 | 1.000 | 1.000 | 2.000 | 4.40<br>（月分） |
|               | 勤勉手当 | 1.200 | 1.200 | 2.400 |              |
| 令和5年度         | 期末手当 | 改定なし  | 1.050 | 2.050 | 4.50         |

|             |      |          |          |          |                |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------------|
| (改定後)       | 勤勉手当 | 改定なし     | 1. 2 5 0 | 2. 4 5 0 | (月分)           |
| 令和6年度<br>以降 | 期末手当 | 1. 0 2 5 | 1. 0 2 5 | 2. 0 5 0 | 4. 5 0<br>(月分) |
|             | 勤勉手当 | 1. 2 2 5 | 1. 2 2 5 | 2. 4 5 0 |                |

③ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（一般職員）

|                |      | 6月期        | 12月期       | 計        | 総支給割合          |
|----------------|------|------------|------------|----------|----------------|
| 令和5年度<br>(現行)  | 期末手当 | 0. 6 7 5   | 0. 6 7 5   | 1. 3 5 0 | 2. 3 0<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 0. 4 7 5   | 0. 4 7 5   | 0. 9 5 0 |                |
| 令和5年度<br>(改定後) | 期末手当 | 改定なし       | 0. 7 0 0   | 1. 3 7 5 | 2. 3 5<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 改定なし       | 0. 5 0 0   | 0. 9 7 5 |                |
| 令和6年度<br>以降    | 期末手当 | 0. 6 8 7 5 | 0. 6 8 7 5 | 1. 3 7 5 | 2. 3 5<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 0. 4 8 7 5 | 0. 4 8 7 5 | 0. 9 7 5 |                |

④ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（指定職員）

|                |      | 6月期        | 12月期       | 計        | 総支給割合          |
|----------------|------|------------|------------|----------|----------------|
| 令和5年度<br>(現行)  | 期末手当 | 0. 5 7 5   | 0. 5 7 5   | 1. 1 5 0 | 2. 3 0<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 0. 5 7 5   | 0. 5 7 5   | 1. 1 5 0 |                |
| 令和5年度<br>(改定後) | 期末手当 | 改定なし       | 0. 6 0 0   | 1. 1 7 5 | 2. 3 5<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 改定なし       | 0. 6 0 0   | 1. 1 7 5 |                |
| 令和6年度<br>以降    | 期末手当 | 0. 5 8 7 5 | 0. 5 8 7 5 | 1. 1 7 5 | 2. 3 5<br>(月分) |
|                | 勤勉手当 | 0. 5 8 7 5 | 0. 5 8 7 5 | 1. 1 7 5 |                |

- (3) 給与から控除できるものの整備  
職員住宅の使用料を削除する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)の令和6年度以降に係る部分は、令和6年4月1日

(2) 適用日

2(1)は令和5年4月1日、2(2)の令和5年度に係る部分は令和5年12月1日

議案第118号

八潮市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

こども医療費の支給対象を拡大する等するための改正

2 内 容

(1) こども医療費の支給対象年齢を拡大する。

現 行 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

↓

改正後 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 支給対象となる医療費から除かれるものに食事療養標準負担額を加える。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(3) 準備行為

施行日においてこども医療費の支給の対象となる者は、施行日前においても、こども医療費受給資格の登録を申請することができる。この場合において、市長は、申請の内容の審査、受給資格の認定、受給資格者としての登録及び受給資格証の交付をすることができる。

議案第119号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項の整備等をするための改正

2 内 容

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正に伴う引用条項の整備

改正前                      改正後

同条第9項 → 同条第10項

(2) 規定の整備

特別利用保育等に係る読替規定の整備

3 施行期日

公布の日



## 議案第120号

### 八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター内に設置しているふるさとハローワークの市役所新庁舎への移転を踏まえ、八潮市勤労者福祉・スポーツセンターに講習室を設置するための改正

#### 2 内 容

講習室の使用に係る使用料の追加

| 施設の名称 | 使用料      |         |         |           |
|-------|----------|---------|---------|-----------|
|       | 午前9時～12時 | 午後1時～5時 | 午後6時～9時 | 午前9時～午後9時 |
| 講習室   | 1,100円   | 1,400円  | 1,600円  | 3,700円    |

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和6年4月1日

##### (2) 準備行為

講習室の使用に係る利用の許可その他の必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第121号

八潮市下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

下水道使用料の額を改定する等するための改正

2 内 容

額の改定及び排除量の区分の変更

(単位：円)

| 種類   | 区分                           |   | 現行   | 改定後 | 差額 |
|------|------------------------------|---|--|-----|----|
| 一般汚水 | 基本料金                         | 8 m <sup>3</sup> 以下の分                                 | 750  | 825 | 75 |
|      | 超過料金<br>1 m <sup>3</sup> につき | 8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> 以下の分           | 55   | 61  | 6  |
|      |                              | 10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の分          | 94   | 103 | 9  |
|      |                              | 20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の分          | 96   | 106 | 10 |
|      |                              | 30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の分          | 99   | 109 | 10 |
|      |                              | 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の分         | 106  | 117 | 11 |
|      |                              | 100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の分        | 112  | 123 | 11 |
|      |                              | 200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> 以下の分        | 141  | 155 | 14 |
|      |                              | 現行<br>改定後   | 500 m <sup>3</sup> を超え 100,000 m <sup>3</sup> 未満の分 | 153 | —  |
|      |                              | 500 m <sup>3</sup> を超え 300,000 m <sup>3</sup> 未満の分    | —  | 168 | —  |
| 大口   | 現行                           | 1 m <sup>3</sup> につき (100,000 m <sup>3</sup> 以上であるもの) | 102  | —   | —  |
| 汚水   | 改定後                          | 1 m <sup>3</sup> につき (300,000 m <sup>3</sup> 以上であるもの) | —  | 103 | —  |

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年7月1日

(2) 経過措置

① 施行日前から施行日以後にかけて使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和6年7月31日以前である場合の当該使用料の算定については、改正前の第27条第2項の規定を適用して、これを行うものとする。

② 施行日前から施行日以後にかけて使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和6年8月1日以後である場合の当該使用料の算定については、当該認定日に係る汚水排除量を2で除したもの（以下「分割汚水排除量」という。）に改正前の第27条第2項の規定を適用して得られた額と分割汚水排除量に改正後の第27条第2項の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る使用料として、これを行うものとする。

議案第122号

八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備等をするための改正

2 内 容

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整備

改正前

改正後

第10条第1項 → 第10条第1項又は第10条の2

(2) 規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日